

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 字の区域の変更(三一～三四・市町村課)
- 結核予防法による医療機関の指定(三五・大館保健所)
- 結核予防法による医療機関の指定(三六・本荘保健所)
- 肥料の登録(三七・農産園芸課)
- 漁業災害補償法による付保義務の発生(三八・水産漁港課)
- 都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(三九・都市計画課)
- 豪雪地帯対策特別措置法による市町村道の改築工事の完了(四〇・道路環境課)
- 開発行為に関する工事の完了(四一・由利建設事務所)

公告

- 県営土地改良事業の換地計画の決定(北秋田総合農林事務所)
 - 土地改良事業工事の完了の届出(北秋田総合農林事務所)
 - 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本総合農林事務所)
 - 県営土地改良事業の換地計画の決定(秋田総合農林事務所)
 - 土地改良区の役員の変更の届出(仙北総合農林事務所)
 - 市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北総合農林事務所)
 - 土地改良事業工事の完了の届出(平鹿総合農林事務所)
 - 一般競争入札の実施(管財課)二件
 - その他
- 平成十三年度行政書士試験の合格者(市町村課)

告示

秋田県告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、仙北郡太田町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日から効力を生ずるものとする。

平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
仙北郡太田町川口字下千本野 一一四	仙北郡太田町横沢字平内清 水
仙北郡太田町横沢字泥窪 三二〇	

秋田県告示第三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、北秋田郡阿仁町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
北秋田郡阿仁町小淵字谷地 八の二及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに四八に隣接する水路である国有地の全部	北秋田郡阿仁町小淵字 飽土

北秋田郡阿仁町小淵字川反

<p>一三〇の二、一三〇の三、一三〇の九</p> <p>北秋田郡阿仁町吉田字中嶋 一、二の二、二の三</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字前田</p> <p>四の一の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字柳生</p> <p>三〇の一部、三三、三九、四三の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字川反</p> <p>一、二の一部、一の一の一部、一六の一部、九四の一から九四の八までの各一部、九四の一〇の一部、九四の一、一〇二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字山下夕</p> <p>一の一、一の六、八の一、九、一四、一五の一、一六の一、二七の一、二七の八、二八から三〇まで、三八、三九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字柳生</p> <p>三の一、三の二、五から九まで、一三、一五から二七まで、二八の一、二八の二、二九、三〇の一部、四三の一部、四六、四八、四九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>北秋田郡阿仁町吉田字背中合</p> <p>三の一、五の二から五の四まで、六の一、六の三から六の五まで、六の一〇、一一の五、一三、一</p>
<p>北秋田郡阿仁町小淵字川反</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字前田</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字背中合</p>	<p>北秋田郡阿仁町小淵字背中合</p>

<p>九の一から一九の四まで、二二、二三の二、二四の四、二五の二、二六の一、二七の二、二七の二、三〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>秋田県告示第三十三号</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、雄勝郡羽後町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。</p> <p>右の変更の処分は、当該変更区域に係る国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日から効力を生ずるものとする。</p> <p>平成十四年一月十八日</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字西田</p> <p>三、一七の三、一七の六、一八の三、一九の二、一九の三、二七の二、二七の四から二七の六まで、二九の二、三〇の一、三〇の二、三〇の四から三〇の九まで、三三の二、三九の二、三九の三、六七の二から六七の四まで、一一九、一三〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字扇田</p> <p>八二の一、八二の三、八三の一、八四の一、八八の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字続橋</p> <p>五四の三、五四の五、五四の六、五六の四、五六の五、六〇の四から六〇の七まで、六一の三、六一の二、六二の四、六二の五、七五の四、七七の</p>	<p>変更前の字の区域</p>	<p>変更後の字の区域</p>
<p>雄勝郡羽後町郡山字下郡</p>	<p>秋田県知事 寺田典城</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字下郡</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字下郡</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字下郡</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字下郡</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字下郡</p>

二、七八の二から七八の五まで、七九の二、八一の
 一、八一の三、八一の五から八一の七まで、八
 二の三、八二の四、八三の二から八三の四まで及
 びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である
 国有地の全部

雄勝郡羽後町郡山字上郡

四四の三、四四の四、四五の四、四六の二、五一
 の二、五一の四、五二の二、五六の四、五七の三、
 五八の二、六七の三、七二の二、七三の二、七七
 の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路
 である国有地の全部

雄勝郡羽後町郡山字古留

一の二、七の一から七の三まで、一八の一、一八
 の二、二〇及びこれらの区域に隣接介在する水路
 である国有地の全部

雄勝郡羽後町郡山字下柳

一五〇の二、一五一から一五四まで、一五五の一、
 一五五の三、一五六の二、一五七の二及びこれら
 の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地
 の全部

雄勝郡羽後町郡山字柳原

九一

雄勝郡羽後町郡山字福島

一の一から一の三まで、一の五、二、三の一、五
 の一、六の一、七の一、八の一、九、一〇、一一
 の一、一二の一、一六の一、一八の一、九九の一、
 一〇〇の一、一〇〇の三、一〇一の一、一〇一の
 二、一〇二の一、一〇三から一〇四まで、一一一
 の一、一一二の一、一一四の一、一一五の一、二
 五六の一、二五八の三、二五九の三、二六〇から

二六三まで、二六四の一、二六五の二、二六六の
 一、二六七の二、二六八、二六九の一から二六九
 の三まで、二七〇、二七一及びこれらの区域に隣
 接介在する道路、水路等である国有地の一部

雄勝郡羽後町郡山字宮ノ後

一一の二、三二の二、三四の二、三五の二、三六
 の二、三八の一、三八の二、三九から四一まで、
 四一の一、四二、四三の二、四四の二、五一の二、
 五三から五五まで、八六の一、八六の三、八六の
 四、八六の七から八六の一〇まで、九〇の一、九
 一、九四、九五の一、九五の二、九六の一、九六
 の二、九七、九八の一、一二二の一から一二二の
 三まで、一二三の一、一二四の二、一三〇の四、
 一三二の四及びこれらの区域に隣接介在する道
 路、水路等である国有地の全部

雄勝郡羽後町郡山字出柳

一から八まで、九の三、一〇の二、一四、一五、
 二一、二二の一、二二の二、二三から三一まで、
 三三から三六まで、三六の一、三七の一、三七の
 二、三八の一、三八の二及びこれらの区域に隣接
 介在する水路である国有地の全部

雄勝郡羽後町郡山字南田

八二

雄勝郡羽後町大久保字下川原

一二四の一、一二四の四、一二五、一二六、一二
 七の一から一二七の三まで、一二八の一、一二八
 の三、一二九から一三五まで、一三六の一、一三
 八の一、一四二の一、一四六の一及びこれらの区
 域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一
 部

<p>雄勝郡羽後町郡山字出柳 一一の二、一三、一六から一八まで、一九の一、三二並びに三二に隣接する字宮ノ後の水路である 国有地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字狐六 一の二、一の三、二の二、二の三、三、四の一、四の三、五の二、五の三、一三の三から一三の五まで、一四、一五の四から一五の六まで、二二の三、二四の一、二四の四、二四の五、二五、二六、二六の一、二七の一、二七の四、二七の五、二八の一、二八の二、二八の四、三〇の四及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字高花 一一の四、一一の五、一二の一、一二の三、一三から一五まで、一五の一、一六の一、一六の二、一七、一八の二、二二の二、一一八から一三八まで、一三九の二、一三九の三、一四一の二、一四二の二、一四四の二、一四五から一四七まで、一四八の二、一四九の二、一五〇の二、一五一の二、一五一の三、一五二の一、一五二の三、一五三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町大久保字下川原 一〇二の二、一〇四の二、一〇五、一〇六の一、一〇七の一、一〇八の一、一〇九、一一〇、一一〇の一、一一一の二、一一二の三、一一三、一一三の一、一一四の一、一一四の二、一一五から一一九まで、一二〇の一及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町郡山字上 郡</p>
--	--	---	--	-------------------------

<p>六の二、七の二、八の一、八の二、九、一〇、一一の二、一二の二、一二の三、一三の二、一四、二五、二六の二、二七から二九まで、三〇の二、三一の二、三二、三三の二、三四、三五の二、三六の二、三七、三八、三九の二、四〇、四一の二及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部</p>	<p>雄勝郡羽後町大久保字毛小屋町 一〇六の二から一〇六の四まで、一〇七から一〇九まで、一一〇の二から一一〇の四まで、一一三の二、一一四の二、一一五の二、一一六の三、一一七の二、一一七、一一八の二、一一八の二、一一九から一四四まで、一四五の一、一四五の二、一四六の一、一四六の二、一四七から一五一まで、一五三から一五七まで、一五八の二から一五八の三まで、一五九から一六四まで及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部</p>	<p>秋田県告示第三十四号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、仙北郡田沢湖町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。 平成十四年一月十八日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="288 1189 363 1771"> <p>変更前の字の区域 仙北郡田沢湖町田沢字前田 一四〇の一、一四一の一、一四二の二、一四三、一四三及びこれらの区域に隣接する道路、水路で</p> </td> <td data-bbox="288 1771 363 2051"> <p>変更後の字の区域 仙北郡田沢湖町田沢字 中島</p> </td> </tr> </table>	<p>変更前の字の区域 仙北郡田沢湖町田沢字前田 一四〇の一、一四一の一、一四二の二、一四三、一四三及びこれらの区域に隣接する道路、水路で</p>	<p>変更後の字の区域 仙北郡田沢湖町田沢字 中島</p>
<p>変更前の字の区域 仙北郡田沢湖町田沢字前田 一四〇の一、一四一の一、一四二の二、一四三、一四三及びこれらの区域に隣接する道路、水路で</p>	<p>変更後の字の区域 仙北郡田沢湖町田沢字 中島</p>				

<p>ある国有地の全部並びに一七四から一七八までの地先の道路、水路である国有地の一部</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字中島 三九五から三九七まで、三九八の一、三九八の二、三九九の一、三九九の二、四〇〇、四〇一、四一八から四二二まで、四四三の一部、四四四から四四六まで、四四七の一部、四四八の一部、四五〇の一部、四六五から四六七までの各一部、四六八から四七四まで、四七五の一部、四七六の一部、四七八から四八一までの各一部、四八二から四八六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字東前 一一六の一部、一一七の一部、一一八の一部、一一九の一部、一一九の二の一部、一二〇、一二一から一三〇までの各一部、一三一、一三二から一三四までの各一部、一三五、一三六の一部、一三六の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字中島 三九五から三九七まで、三九八の一、三九八の二、三九九の一、三九九の二、四〇〇、四〇一、四一八から四二二まで、四四三の一部、四四四から四四六まで、四四七の一部、四四八の一部、四五〇の一部、四六五から四六七までの各一部、四六八から四七四まで、四七五の一部、四七六の一部、四七八から四八一までの各一部、四八二から四八六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字東前</p>
<p>仙北郡田沢湖町田沢字東前 一三六の一の一部、一三七の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字中島 四八一の一部</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字下モ田</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字前田</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字東前</p>

<p>仙北郡田沢湖町田沢字下モ田 一七七の一、一七八から一九〇まで、一九一の一、一九二の一、一九三の一、一九四の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字東前 一七七の一、一七八の一、一七九の一、一八〇の一、一八一の一、一八二の一、一八三の一、一八四の一、一八五、一八六の一、一八七の一、一八八の一、一八八の三、一八九の一、一八九の三、一九〇の一、一九一の一、一九二の一、一九三の一、一九四の一、一九五の一、一九六の一、一九七の一、二二八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに二二二の一、二二六の一、二二七の一に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字沼田</p>	<p>仙北郡田沢湖町田沢字東前</p>
--	---	---------------------	---------------------

秋田県告示第三十五号
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ワタキユー薬局 大館店	大館市軽井沢字下岱二十 二十 八	平成十四年一月一日

秋田県告示第三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次の

とおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所在地	指定年月日
本荘由利医師会	秋田県本荘市戸町字水林四百	平成十三年十一月一日

病院 五十六番地四

秋田県告示第三十七号
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

登録番号 秋田県 第二百三三号	肥料の種類 及び名称 混合有機質肥料 六六 混合有機質肥料	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量六・〇 リン酸全量六・〇	生産業者		登録の有効期間 平成十四年一月十六日から平成十七年一月十五日まで
			氏名又は名称 太平洋物産株式会社	住所 秋田市卸町三丁目三番一号	

秋田県公示第三十八号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同法第百八条の二第六項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

西目加入区 十トン未満の漁船漁業であつて、いかつり漁業、えびかご漁業及びかにかご漁業以外の漁業

秋田県告示第三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出す

ることができる。

平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 都市計画の種類
下水道
- 二 都市計画の案の名称
横手都市計画、平鹿都市計画、十文字都市計画及び増田都市計画下水道(秋田湾・雄物川流域下水道横手処理区)の変更
- 三 都市計画を変更する土地の区域

(一) 下水管渠

- 追加する部分 平鹿郡大雄村田根森字佐加里北、字佐加里西、字田村大堰東、字柏木東、字下柏木、字田村、字阿気道南、字田村街道東、字田村街道西、字西野添及び字高津野
- 削除する部分

- (1) 横手市下八丁字松林、字中明永、字八幡及び字境田、新藤柳田字大谷地、大

- (1) 屋新町字太平、婦気大堤字田久保、字田久保下、字婦気前及び字下久保、赤坂字館ノ下、字上後野、字後野壱添及び字後野、前郷字八ノ口、横手町字三ノ口、字四ノ口、字五ノ口、字六ノ口及び字大関越並びに百万刈字下根田
- (2) 平鹿郡平鹿町下鍋倉字中掬及び字下掬、浅舞字上蔭沼、字蔭沼、字覚町後、字中東、字横手街道北、字福田及び字荒小屋東並びに中吉田字上藤根及び字竹原
- (3) 平鹿郡十文字町仁井田字大道西、字大道東、字大道北及び字家西、十文字新田字羽場大道東、字麻当、字上佐吉開、字下佐吉開、字本町、字梨木西上及び字海道下、西原一番町、腕越字佐吉開及び字西原、上鍋倉字清水田、字掬大道西、字富沢及び字家後並びに十五野新田字増田道東、字富沢屋布上、字十五野及び字段ノ下
- (4) 平鹿郡増田町増田字月山西、字石神西、字仁井田堰向、字伊勢堂西、字一本柳西及び字一本柳
- (5) 平鹿郡雄物川町薄井字新城
- (6) 平鹿郡大雄村田根森字中野、字野崎東、字福島南、字新町北、字大森道北、字耳取、字耳取西、字傾城塚、字柏木南、字傾城塚南、字折橋及び字折橋南、字野中、字折橋西、字大慈寺東、字大慈寺前、字東阿気、字宮小路、字阿気、字西館合、字木戸口、字六町、字六町下、字六町東、字南阿気、字土井尻並びに宮田平柳、字田町及び字下田町

- (1) 横手市卸町、黒川字福柳及び百万刈字上根田
 - (2) 平鹿郡平鹿町中吉田字清水ノ上
- 平成十四年一月十八日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 秋田県告示第四十号
- 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十四条第一項の規定による市町村道の改築に関する工事を次のとおり完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項の規定に基づき、告示する。
- 平成十四年一月十八日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五 都市計画の縦覧期間 平成十四年一月十八日から同年二月一日まで
- 四 都市計画の縦覧場所
- (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿建設事務所用地課
 - (三) 横手市中央町八番二号 横手市建設部都市計画課
 - (四) 平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞三百九十三番地 平鹿町建設課
 - (五) 平鹿郡十文字町十文字新田字海道下七番地 十文字町建設課
 - (六) 平鹿郡増田町増田字土肥館百七十三番地 増田町産業建設課
 - (七) 平鹿郡大雄村字三村東十八番地 大雄村下水道課
- (二) ポンプ場
- (3) 平鹿郡大雄村田根森字佐加里南、字佐加里及び字田村野並びに字高津野
- (1) 横手市新藤柳田字大谷地
- (2) 平鹿郡大雄村字六町東、字東阿気及び田根森字折橋南

市町村名	路線名	工事の完了した区間	工事の種類	工事の完了した日
阿 仁 町	ブナ森線	北秋田郡阿仁町早瀬沢国有林二十八林班い五小班から早瀬沢国有林二十七林班は三小班まで	道路改良 トンネル工	平成十三年十一月二十一日

秋田県告示第四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十三年五月十五日付け指令由建 五百四十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市保戸野千代田町二番四十三

公 告

三光不動産株式会社
代表取締役 岩 本 竜 大

二 開発区域に含まれる地域の名称
本荘市出戸町字二番堰五番一、五番三、五番四、五番五、六番一、六番二、六番三、六番四、六番五、六番六、二十一番一、二十一番六、二十一番七、二十一番八、二十一番九、二十一番十、二十一番十一、二十一番十二、二十一番十三、二十一番十四、二十一番十五、二十一番十六、二十二番二、二十三番二及び二十四番三並びに薬師堂字谷地三百五十五番、三百五十六番、三百五十七番一及び三百五十七番四

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(前山地区ほ場整備事業)担い手育成型(一)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十四年一月二十一日から同年二月十八日まで

三 縦覧場所 鷹巣町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、
大館市花矢土地改良区から土地改良事業(長面袋地区ほ場整備事業)に係る工事が平成十三年五月十七日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、常盤本郷土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任監事の住所及び氏名
能代市常盤字町辺八十六番地

小林 甚 一

能代市常盤字町辺五十八番地
" 槐字四日市七番地

山崎 侑 信
斉藤 昭 光

二 就任監事の住所及び氏名
能代市常盤字町辺八十六番地
" " " 五十八番地
" 槐字八森道下三十九番地の一

小林 甚 一
山崎 侑 信
斉藤 守

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(豊岩地区ほ場整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十四年一月二十一日から同年二月十八日まで

三 縦覧場所 秋田市豊岩地域センター

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
次の土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田県仙北平野土地改良区

退任理事の住所及び氏名

仙北郡仙北町横堀字南福嶋六十八番地

草 薨 吉太郎

二 仙北郡横堀土地改良区

退任理事の住所及び氏名

仙北郡仙北町横堀字南福嶋六十八番地

草 薨 吉太郎

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 中仙町

(一) 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(上校田(2)地区県単小規模土地改良事業(農道整備)(計画書及び条例の写し)
- (2) 町営土地改良事業(田向地区県単小規模土地改良事業(農道整備)(計画書及び条例の写し)

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年一月二十一日から同年二月十八日まで

縦覧場所 中仙町役場

二 協和町

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(下ノ沢地区基盤整備促進事業(農業用排水施設整備)(計画書及び条例の写し)

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年一月二十一日から同年二月十八日まで

縦覧場所 協和町役場

三 太田町

(一) 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業(金井伝沢地区基盤整備促進事業(農業用排水施設整備)(計画書及び条例の写し)

(三)(二) 縦覧期間 平成十四年一月二十一日から同年二月十八日まで

縦覧場所 太田町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 増田町

(一) 完了年月日 平成十三年十月三十一日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(熊淵地区基盤整備促進事業)

二 平鹿郡大雄村田根森字田村街道西十四番地松下昭治ほか二十四人

完了年月日 平成十三年十二月六日

(二)(一) 事業名 土地改良事業(福島南地区基盤整備促進事業)

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

分離用超遠心機 一台

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限 平成十四年三月二十九日(金)

(四) 納入場所 秋田県衛生科学研究所

秋田県衛生科学研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(三)(二)(一) 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者であること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年一月十八日(金)から同月二十八日(月)までの期間、(一)に掲げる場所て交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年二月一日(金)午前十一時から秋田県庁地下一階管財課入札室で行う。

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじ
 により決定する。
- (四) 確認書類等
 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ
 れた必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六
 号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
 平成十四年一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) ガスクロマトグラフ質量分析計システム用無停電電源装置 一式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十四年三月二十九日(金)
 - (七) 納入場所
 - (八) 秋田県環境センター(八橋分室)
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
 秋田県における、物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有する者である
 こと。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に
 規定する県の休日を除き、平成十四年一月十八日(金)から同月二十八日(月)

までの期間、(一)に掲げる場所で交付する。

四 入札執行の日時及び場所
 平成十四年二月一日(金)午前十一時十五分から秋田県庁地下一階管財課入札室
 で行う。

五 入札保証金
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百
 六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当
 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額
 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消
 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希
 望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
 規則第六十六条各号に掲げる入札は、無効とする。

(三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじ
 により決定する。

(四) 確認書類等
 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ
 れた必要書類等を提出すること。

(五) その他
 詳細は、入札説明書による。

そ の 他

平成十三年十月二十八日に実施した行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条
 第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十三年度行政書士試験の結果、次の
 者が合格したので、公示する。
 平成十四年一月十八日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 砂子田 隆

受験番号
 〇五一〇〇三三 〇五一〇〇二七 〇五一〇〇三四 〇五一〇〇七九

		正		誤	
ページ	段	行	誤	正	
<p>平成十三年十月十二日(第千三百九号)掲載の秋田県告示第六百二十一号(保安林の指定施業要件の変更通知)</p>					
五	上	一七から一八	字砂子沢・字兔尻沢・字新遠部沢・字小滝(以上4字について次の図に示す部分に限る。)	字兔尻沢(次の図に示す部分に限る。)	〇五二〇〇九二 〇五二〇二三五 〇五二〇三一〇
<p>平成十三年十二月二十一日(号外第五号)公布秋田県規則第八十五号(秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則)</p>					
一	上	終わりから十四	の推進に係る	を推進すべき	〇五二〇一四九 〇五二〇二五一 〇五二〇三三四
〃	〃	〃	推進する	推進すべき	〇五二〇二〇六 〇五二〇二六〇 〇五二〇二九九

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsu-barara@matsubararansatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄